

令和 7 年 9 月 1 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和 7 年 9 月 1 日（月） 1 5 時 5 0 分から 1 6 時 4 0 分まで
- 2 会議場所 長崎市役所 1 6 階 監査委員室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第 5 4 号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第 5 5 号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過）
 - 第 5 6 号議案 選挙人名簿の抹消について（在外選挙人名簿への登録移転）
 - 第 5 7 号議案 選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第 2 8 条第 4 号該当）
 - 第 5 8 号議案 選挙人名簿の登録について
 - 第 5 9 号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について
 - 第 6 0 号議案 在外選挙人名簿の登録について
 - 第 6 1 号議案 在外選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第 6 2 号議案 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の名簿調製について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委 員 長	【1 5 : 5 0 開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事 務 局	【第 5 4 号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第 2 8 条第 1 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、9 0 2 人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 4 4 3 人 女 4 5 9 人 計 9 0 2 人）
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 5 4 号議案可決）
事 務 局	【第 5 5 号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過） 公職選挙法第 2 8 条第 2 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、4, 2 2 4 人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 2, 3 3 6 人 女 1, 8 8 8 人 計 4, 2 2 4 人）
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 5 5 号議案可決）
事 務 局	【第 5 6 号議案】選挙人名簿の抹消について（在外選挙人名簿への登録移転） 公職選挙法第 2 8 条第 3 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者

委員長	のうち、1名については、在外選挙人名簿に登録を移転するので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 0人 女 1人 計 1人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第56号議案可決）								
事務局	【第57号議案】選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第28条第4号該当） 公職選挙法第28条第4号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、2名については、登録の際に登録されるべきでなかったことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 2人 女 0人 計 2人）								
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第57号議案可決）								
事務局	【第58号議案】選挙人名簿の登録について 公職選挙法第21条第1項又は第2項の規定により、選挙人名簿への登録資格を有する者については、同法第22条第1項の規定により、令和7年9月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する2,248人について、同日に選挙人名簿に登録する。								
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第58号議案可決）								
事務局	【第59号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和7年9月1日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。 <table data-bbox="405 1395 1326 1563"> <tr> <td>1 選挙権を有する者の総数</td><td>331,793</td></tr> <tr> <td>2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数</td><td>6,636</td></tr> <tr> <td>3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数</td><td>55,299</td></tr> <tr> <td>4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数</td><td>110,598</td></tr> </table>	1 選挙権を有する者の総数	331,793	2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	6,636	3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	55,299	4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	110,598
1 選挙権を有する者の総数	331,793								
2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	6,636								
3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	55,299								
4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	110,598								
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第59号議案可決）								
事務局	【第60号議案】在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第30条の6第1項及び第2項の規定により、在外選挙人名簿に登録される資格を有する者からの申請を受理したので、在外選挙人名簿に登録する。								
委員長	登録者（男 2人 女 5人 計 7人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第60号議案可決）								

事 務 局	【第 6 1 号議案】在外選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第 3 0 条の 1 1 第 1 号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、1 名については死亡が確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。 登録者 （男 0 人 女 1 人 計 1 人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 6 1 号議案可決）
委 員 長 委 員	
事 務 局	【第 6 2 号議案】裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の名簿調製について 令和 8 年度の裁判員候補者予定者名簿と検察審査員候補者予定者名簿を調製し、長崎地方裁判所と長崎検察審査会事務局にそれぞれ名簿を提出するために、最高裁判所より配付された名簿調製プログラムを使用することと定めたい。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 6 2 号議案可決）
委 員 長 委 員	
	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。 【 1 6 : 4 0 閉会】